

文教委員会資料①

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

- (4) 議案第174号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和6年11月22日)

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (給付金として支払を受けた金銭の管理) 第16条 <u>乳児院、母子生活支援施設</u>、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第12条の2に規定することも家庭庁長官が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。 (乳児院の長の資格等) 第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1) 小児保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者	○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (給付金として支払を受けた金銭の管理) 第16条 <u>乳児院</u>、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第12条の2に規定することも家庭庁長官が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。 (乳児院の長の資格等) 第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1) 小児保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

改正後	改正前
(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準府令第22条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準府令第22条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。